

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：長崎市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.7%
全職員	73.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	103.2%
本庁課長相当職	98.3%
本庁課長補佐相当職	96.7%
本庁係長相当職	97.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.6%
31～35年	98.7%
26～30年	93.0%
21～25年	87.2%
16～20年	87.1%
11～15年	89.3%
6～10年	95.8%
1～5年	101.6%

【説明欄】

- ・制度上、給与の取り扱いに男女差はない。
- ・「任期の定めのない常勤職員」については、部分休業など子育て等による勤務時間短縮制度の利用者が女性に多いことなどが差異の要因として考えられる。
- ・「任期の定めがない常勤職員以外の職員」については、パートタイム勤務が多い会計年度任用職員における女性職員の割合が男性職員の割合よりも高いことなどが差異の要因として考えられる。
- ・「全職員」については、女性職員における会計年度任用職員の割合が男性職員における割合よりも高いことなどが差異の要因として考えられる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。